

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 1日現在

機関番号：10101  
 研究種目：若手研究(B)  
 研究期間：2009～2012  
 課題番号：21720219  
 研究課題名（和文） 昭和戦前期の憲法観の研究

研究課題名（英文） Study of the Constitution thought of Showa prewar period

研究代表者

川口 暁弘 (KAWAGUCHI AKIHIRO)  
 北海道大学・大学院文学研究科・准教授  
 研究者番号：80327311

研究成果の概要（和文）：昭和戦前期の憲法観の特徴は、憲法改正を一切拒絶する点にある。明治憲法は明治天皇が作成した欽定憲法であり、その改正は国体を毀損すると考えられた。この「不磨ノ大典」思潮によって、国家改造の試みはことごとく失敗に終わり、昭和戦前期の国家は機能不全に陥った。

研究成果の概要（英文）：A feature of the constitution thought of the Showa prewar period, is to reject any constitutional amendments. Because Meiji Constitution was a constitution granted by Emperor Meiji, constitutional amendment meant the destruction of the national polity. By that trend of thought, attempts national remodeling failed entirely and state of Showa prewar Japan was dysfunctional.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：日本近代史 憲法思想史 不磨ノ大典 欽定憲法 国体 明治天皇

1. 研究開始当初の背景

本研究はふたつの背景を持つ。第一に（1）日本憲政史(政治史)であり、第二に（2）日本憲法史研究である。

（3）これらに対する不満が本研究の学術的背景をなしている。

（1） 明治憲法下の国家運営の研

究は、大正期の明治文化研究会——吉野作造、尾佐竹猛らによる日本憲政史研究の学統——に始まる。渡邊幾治郎、鈴木安蔵、これに憲法学の分野から美濃部達吉、宮澤俊義を加えて、彼等によって今日の日本近代史研究の基本的な枠組みが築かれた。すなわち二大政党制を理想とする政党政治発展過程の解明が最大の課題として位置づけられ、

戦後の政治史研究に受け継がれていくのである。

(2) 他方、日本憲法史研究は主として戦後に発展した分野である。さらに細分して憲法制定史研究と憲法思想史研究に分かれる。前者は稲田正次『明治憲法成立史』に代表される。後者は、家永三郎『日本近代憲法思想史研究』『美濃部達吉の思想史的研究』、長尾龍一『日本国家思想史研究』『日本憲法思想史』に代表される。いずれの場合も明治憲法の基礎にある立憲思想の解明、憲法解釈の変遷を主題としている。天皇親政説→天皇機関説→天皇親政説へと変遷する憲法思想史の大枠を作り上げたことはおおきな成果である。

(3) 上記ふたつの研究では、明治憲法を前提（それも暗黙の内に不動の前提と措定）とした上で、運用実態（政党政治の発展）の解明、もしくは、解釈（それも憲法学者による憲法解釈）の歴史的変遷の検討に勤しんでいる。つまり、いずれの場合も明治憲法そのものの受容・定着・遵守といった問題には見向きもしないのである。しかしながら西欧型憲法の受容は日本の歴史上、明治維新以後の近代において、日本人が初めて遭遇する事件である。しかも古代律令制いらいの大規模な法体系受容である。してみれば、政治史研究や憲法解釈研究の前に、近代日本において明治憲法が如何なる存在として認識されていたのかを解明する作業がなされてしかるべきであろう。

## 2. 研究の目的

「昭和戦前期の憲法観の研究」と題して研究を行う目的は下記の通りである。

ここで憲法観とは、個別条文の解釈ではなくて、憲法そのものについての認識というほどの意味である。ここには憲法を受容するか否かの問題に始まって、憲法遵守の強度（たんなる服従から積極的擁護まで）の検討をへて、憲法信仰の有無とその様態に到るまでの問題群を含む。

昭和戦前期の憲法観の特質は「不磨ノ大典」ということばで集約できる。憲法改廃はもとより条文修正、解釈改憲すら許さない、そのような思潮である。

昭和戦前期において明治憲法はある種の信仰対象と化して、観念右翼から革新派までその思想と行動を制約していた。国家改造運動にとって最大の障碍は、革新派においても内面化されていた「不磨ノ大典」にふれることへの畏怖であった。その際たる事例が新体制運動の挫折である。

かくて日本は、戦争遂行のために高度国防国家建設を建設することもままならず、さりとて和平実現のために軍部を圧倒する政治力を作り上げることもかなわない状態——国家運営の機能不全——に陥るのである。

昭和の日本にかかる影響を与えた憲法観＝「不磨ノ大典」が形成された歴史的経緯を解明すること、および昭和戦前期における発現の様態を具体的に明らかにすることが、本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

本研究は、伝統的な人文学・歴史学の研究方法に則って遂行される。即ち、文献の調査・収集、その内容分析・検討によって、論文作成を目指したものである。

文献の調査・収集にあたっては、国会図書館所蔵資料、同館憲政資料室所蔵の史料から、本研究に関連する図書・原史料を多く利用した。

### 4. 研究成果

本研究の成果として二点を挙げる事が出来る。(1)「不磨ノ大典」観の定着を確認すること(2)昭和政治史に与えた影響を確認することのふたつである。

(1)「不磨ノ大典」の構成要素は、

欽定憲法史観・・・憲法は明治天皇が作って国民に授けたものであるという歴史認識

明治大帝尊崇・・・明治天皇を不世出の名君・英雄・賢哲として崇拜する動向

憲法の国体化・・・憲法を国体の一部又は全部を表現したものとみなし国体と等置すること

である。これらが揃うことで明治憲法を「不磨ノ大典」とみなす憲法観が発生する。これら三要素の定着について、革新派と観念右翼双方の憲法言説を調査し、「欽定憲法史観」「明治大帝尊崇」「憲法の国体化」の表出を確認した。

以下、いくつか事例を挙げよう。

①「不磨ノ大典」に結実する三要素

のうち、前二者について世間に宣伝流布したのは政党政治家達である。特に憲政の神様と言われた尾崎行雄の言説は、明治大帝の欽定憲法を守ることが憲政擁護の第一歩であるとの論理構成を取っていて、上杉慎吉のそれと比較しても違いを見出すことが難しい程である。観念右翼による翼賛違憲論が世間から一定の理解を得られる背景を知ることが出来た。

②黒田覚、藤澤親雄、土屋喬雄、大串兎代夫、矢部貞治、昭和研究会構成員などの革新派であっても「不磨ノ大典」観を受容していたことを確認した。彼等の立論は憲法改正を断念した上で、いかに憲法改正を経ずに国家改造を達成するかという構成になっていた。これは彼等も「不磨ノ大典」思潮の影響下で人格形成した世代であることに起因する。

③1935年以降1945年までの、総合雑誌における憲法言説を調査し、「不磨ノ大典」の表出を確認した。この作業により、より広く世論の動向を確認することが可能となった。上記作業のかたわら、大隈重信、寛克彦、平沼騏一郎、金森徳次郎の憲法観をあらゆる資料を収集吟味し、「不磨ノ大典」の発生から終焉までの時期、視角の有効性について確認することができたことは収穫であった。

④憲法発布関連記念事業が護憲意識を呼び覚ました可能性が確認できた。第一に昭和13(1938)年の憲法発布50年記念事業である。折からの国家総動員法案違憲論に影響を与えたことが議事録の端々にうかがえた。第二に昭和15(1940)年の議会制度50年記念事業である。折からの大政翼賛会違憲論に影響を与えたことが多くの文献から確認

できた。二つの憲法関連記念事業は「不磨ノ大典」の意識を官民双方・革新漸進両派に再確認させる契機となったと推測できる。この成果をまとめるのは、今後の課題である。(尚、憲法発布50年事業は憲法発布の明治22(1889)年を第一年として勘定しており、議会制度50年記念事業は明治23(1890)年の制度施行からの50周年であるため、上記のように50年記念事業が二年ずれたのである。)

(2) この結果、改憲を目指す革新派までも「不磨ノ大典」思潮の支配下にあったために、高度国防国家建設は失敗に終わり、国政運営の機能不全に陥ったことが明らかとなった。

すなわち革新派は、はじめから憲法改正を断念し、解釈改憲的方法を駆使して高度国防国家建設の道を模索したのであるが、国家総動員法から近衛新体制にいたる一連の試みは、観念右翼と既成勢力からの憲法違反論に対抗する論法を持たず、結果として、憲法に違反しない形に(つまり国家改造の目的をほとんど果たせない形に)後退を余儀なくされたのである。

一例のみを挙げる。昭和13(1938)年制定の国家総動員法は、ナチスの授權法に比すべき白紙委任立法として、日本の戦時体制構築(高度国防国家建設)を象徴する法律として位置づけられてきた。しかしながら、抑も50ヶ条を超える法律をもって白紙委任とする形容は、誇張である。またその内容も、詳細な個別事例ごとに細分化されていてその上で勅令に委任する。総動員関連勅令の審査にあたる総動員審議会の構成員は大半が貴衆両院議員で占められている。運用においても、当初の目

的は重工業発展のための産業経済統制であったのに対して、実際に成果を発揮した分野は国民生活規制であった。昭和18年の文献において国家総動員法を総括した企画院調査官は労務統制における成果を持参するけれども、その内容は学徒動員、女性動員の成功であって、重工業への労働力(これは当然成人男性の熟練工を意味する)移転とはほど遠い内容であった。

以上のように「不磨ノ大典」思潮によって後退を余儀なくされた結果できたが、「現実の高度国防国家」の実態を解明するのは本研究の今後の課題である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

鶴飼政志・川口暁弘編、有志舎、『きのうの日本—近代社会と忘却された未来—』、2012年、205頁(147-173頁)。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

川口 暁弘 (KAWAGUCHI AKIHIRO)  
北海道大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：80327311

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：